

令和 7 年度 市税等納期一覧表

■カッコ内に納付額を記入して納付計画にご利用ください。

税金及び料金の種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	コンビニ納付 スマホ決済 ※3
市 県 民 税 【 普 通 徴 収 】	期 納期限			1期(6/30)		2期(9/1)		3期(10/31)			4期(2/2)			可
	納付額			()		()		()			()			
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	期 納期限	1期(4/30)			2期(7/31)					3期(12/25)		4期(3/2)		可
	納付額	()			()					()		()		
国 民 健 康 保 険 税 【 普 通 徴 収 】	期 納期限			1期(6/30)	2期(7/31)	3期(9/1)	4期(9/30)	5期(10/31)	6期(12/1)	7期(12/25)	8期(2/2)	9期(3/2)	10期(3/31)	可
	納付額			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
軽 自 動 車 税	期 納期限		全期(6/2)											可
	納付額		()											
住 宅 使 用 料	期 納期限	4月分(4/30)	5月分(6/2)	6月分(6/30)	7月分(7/31)	8月分(9/1)	9月分(9/30)	10月分(10/31)	11月分(12/1)	12月分(12/25)	1月分(2/2)	2月分(3/2)	3月分(3/31)	可
	納付額	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
保 育 料	期 納期限	4月分(4/30)	5月分(6/2)	6月分(6/30)	7月分(7/31)	8月分(9/1)	9月分(9/30)	10月分(10/31)	11月分(12/1)	12月分(12/25)	1月分(2/2)	2月分(3/2)	3月分(3/31)	可
	納付額	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
長 時 間 保 育 料 ※1	期 納期限		4月分(6/2)	5月分(6/30)	6月分(7/31)	7月分(9/1)	8月分(9/30)	9月分(10/31)	11月分(12/1)	11月分(12/25)	12月分(2/2)	1月分(3/2)	2月分(3/31)	可
	納付額		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
水 道 料 金 ※2	期 納期限	4月分(4/30)		6月分(6/30)		8月分(9/1)		10月分(10/31)		12月分(12/25)		2月分(3/2)		可
	納付額	()		()		()		()		()		()		
公 共 下 水 道 使 用 料 ※2	期 納期限	4月分(4/30)		6月分(6/30)		8月分(9/1)		10月分(10/31)		12月分(12/25)		2月分(3/2)		可
	納付額	()		()		()		()		()		()		
公 共 下 水 道 受 益 者 負 担 金	期 納期限			1・5・9・13・17期 (6/30)			2・6・10・14・18期 (9/30)		3・7・11・15・19期 (12/1)		4・8・12・16・20期 (2/2)			不可
	納付額			()			()		()		()			
介 護 保 険 料 【 普 通 徴 収 】	期 納期限			1期(6/30)	2期(7/31)	3期(9/1)	4期(9/30)	5期(10/31)	6期(12/1)	7期(12/25)	8期(2/2)	9期(3/2)	10期(3/31)	可
	納付額			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 【 普 通 徴 収 】	期 納期限				1期(7/31)	2期(9/1)	3期(9/30)	4期(10/31)	5期(12/1)	6期(12/25)	7期(2/2)	8期(3/2)	9期(3/31)	可
	納付額				()	()	()	()	()	()	()	()	()	
合 計 金 額														

- 各月の納付額は、納税通知書等でご確認ください。
- 納期限が土・日曜、祝日の場合は、翌営業日が納期限となります。
12月は、納期限が25日となります。
- 口座振替をご利用の方は、納期限が振替日となります。
新規に口座振替を希望される方は、市役所または金融機関窓口でお申込みください。
(口座振替を申請いただいた翌月分の納期から引き落としが開始されます。ただし、申請日が月末の場合は、翌々月から開始されます。お早めの申請をお願いします。)

- ※1 長時間保育料の3月分は、翌年度4月30日が納期限となります。
- ※2 水道料金・公共下水道使用料の口座振替日は、毎月25日となります。
ただし、口座振替日が土・日曜、祝日の場合は、翌営業日が振替日となります。
納期限と口座振替日が異なりますのでご注意ください。
- ※3 コンビニ・スマホ決済で納付できないものについては、上記のほか、納付額が30万円を超えるもの、金額訂正があるものやバーコード読み取りができないものなどがあります。